

■ 平成29年度の所得証明及び課税証明書等の発行開始日

【特別徴収の方】 5月15日（月）

給与所得者の方の納税方法で、年税額を12回（6月から翌年5月まで）に分け、会社など（特別徴収義務者）が月々の給与から天引きで徴収し納税していただく方。

【普通徴収の方】 6月15日（木） ※ 年金特別徴収の方を含む

- ① 自営業者の方などの納税方法で、年税額を4期（6月・8月・10月・12月）に分けて自分で納税していただく方。
- ② 年金特別徴収の方…年金所得者で年金からの天引きで納税していただく方。

平成29年度の所得証明書は平成28年分の所得、課税証明書等には平成28年分の所得に対する課税額が記載されます。

※平成29年1月1日現在、白鷹町に住所のある方で所得の申告がある方に発行できます。

※所得の申告がない場合は別途申告書の提出が必要となります。（税務出納課へ申告書を提出してください）

■ 軽自動車税の納期限は5月31日（水）です

① 軽自動車税の減免

障がいのある方で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。要件については、税務出納課町民税係にお問い合わせください。

また、軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。昨年から引き続き減免を受けられる方も、期間内に再度申請をしてください。期間内に申請されない場合は、減免を受けられなくなりますのでご注意ください。

● **申請期間** 納付書が届いた日～5月31日（水）
※ 納期限まで

● **申請場所** 税務出納課町民税係（④番窓口）

● **申請の際に持参いただくもの**

- ① 身体障害者手帳など、障害状態のわかるもの
- ② 免許証
- ③ 軽自動車税の納付書または納税通知書
- ④ 印鑑（認印、シャチハタ不可）

※ 家族が運転する場合は、運転する方の免許証もお持

ちください。

② 軽自動車税を口座振替される方へ

軽自動車税を口座振替で納められた方の車検時に必要な納税証明書は6月中旬に発送します。ただし、発送までの間に車検を受けられる方には随時発行します。引き落としの確認時間を短くするため、お手数ですが引き落としの確認ができる預金通帳を記帳してご持参のうえ、税務出納課町民税係までおいでください。

③ 軽自動車税を納付書で納付される方へ

納付書の右端が、車検時に必要な「軽自動車納税証明書（継続検査用）」になりますので、車検のある方は失くさないように注意してください。

万が一失くされた場合は、役場の税務出納課町民税係（④番窓口）で再発行できますので、納付が確認できるもの（領収書など）をご持参のうえおいでください。（町で納付の確認ができるまで、納付された場所が金融機関の場合2～7日程度、コンビニエンスストアの場合は2～3週間程度かかります。）

◎ 山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ — 高齢者医療保険料の軽減特例が変わります —

後期高齢者医療の保険料では、通常の軽減のほかに国の予算による軽減特例の措置がありますが、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から次のとおり特例部分が見直しとなります。制度の持続性を高めるためご理解とご協力をお願いします。

○ 所得割額は、現在の5割軽減が平成29年度に2割軽減、平成30年度に軽減なしに変わります。

○ 制度加入直前にサラリーマンの扶養家族だった方の均等割額は、現在の9割軽減から平成29年度に7

割軽減、平成30年度に5割軽減に変わります。

なお、所得の低い方で通常の均等割額の9割・8.5割の軽減対象となる方は、そちらの軽減措置が適用されます。

※平成29年度（7月の後期高齢者医療保険料納入通知書発送分）より変更になります。

【問い合わせ】

山形県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100
税務出納課（後期高齢者医療保険料担当） ☎85-6132